

パブリック・コメント参考資料

～工場立地法に基づく緑地面積率の緩和の方針について～

1 工場立地法の概要

工場立地法は、昭和49年に施行され、一定規模以上の工場について新增設を行う際の生産施設や緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準が定められています。

(1) 対象工場（特定工場）

次の業種に該当し、敷地面積または建築面積が一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）

①対象業種

製造業、電気・ガス・熱供給業

②面積要件

敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上

(2) 国の準則（全国一律の基準：工場立地法）における緑地面積規制等の内容

特定工場は、国の定めた「準則」に従い、工場立地法の届出を行う必要があります。

<主な基準>

①緑地面積率等

工場敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）が20%以上

〃 環境施設面積の割合（環境施設面積率）が25%以上

なお、環境施設とは、緑地に、グラウンド、修景施設（噴水・池）、広場等を加えたもの（緑地面積+5%）。

②生産施設面積率

工場敷地面積に対する生産施設面積の割合（生産施設面積率）が30～65%以内（業種ごとに設定）

③工場立地法施行以前に設置されていた工場（以下「既存工場」）の扱い

既存工場は、法施行時点で整備されていた緑地面積率、生産施設面積率等が認められます（このため、既存工場は、緑地面積率が20%よりも低い場合もあります。）

ただし、法施行後、同一敷地内で生産施設を増設する場合には、増設部分の面積に応じて、準則に定められた算定式により算出される緑地を確保する必要があります。

(3) 地域準則制度の概要

工場立地法制定当初は、国の定めた全国一律の準則のみでしたが、平成9年の法改正により、都道府県及び政令市は、緑地面積率・環境施設面積率について、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき国の定める範囲内（準則に定める基

準の上下5%以内)において、地域の実情に応じ条例により、「地域準則」を定めることが可能になりました。

さらに、全国的な規制緩和の流れを受け、平成16年の法施行規則の改正により、面積率の変更幅が拡大(準則に定める基準の上下10%以内)されました。

【国の準則及び地域準則の概要】

緑地面積率(緑地の敷地面積に対する割合)

区分	国の準則	地域準則における 国の許容する範囲
工業、工業専用地域 (第3種地域)	20%以上 (25%以上)	10%~20%以上 (15%~25%以上)
準工業地域 (第2種地域)		15%~25%以上 (20%~30%以上)
住居・商業地域 (第1種地域)		20%~30%以上 (25%~35%以上)
用途未指定地域		地域の状況による

※ () は、環境施設面積率

2 岡山県(岡山市を除く)、及び他自治体の状況

(1) 岡山県(岡山市を除く)の状況

岡山県は、地域準則条例(平成23年1月1日施行)を制定し、下記のとおり岡山県内(岡山市を除く)の工業地域・工業専用地域に立地する特定工場について、緑地面積率等を緩和しています。

岡山県(岡山市を除く)の緑地面積率(緑地の敷地面積に対する割合)

区分	県の条例制定前	県の条例制定後
工業・工業専用地域	20%以上 (25%以上)	10%以上 (15%以上)
準工業地域		20%以上 (25%以上) 現行どおり
住居・商業地域		
用途未指定地域		

※ () は、環境施設面積率

(2) 他の自治体の状況

岡山県のほか、広島県、山口県、愛媛県など7都県7政令市において、地域準則条例を制定し、緑地面積率の見直しを行っています。

直近では、大阪市が今年4月に地域準則条例を制定しました。

(別紙1を参照)

3 岡山市内の特定工場の状況

岡山市内の工場立地法の対象となる特定工場や、特定工場における緑地面積率の状況は、以下のとおりです。（平成22年3月末時点）

(1) 立地の状況

岡山市内には、特定工場が121工場あります。

また、工場立地法施行前（昭和49年以前）からある既存工場は、市内に63工場あります。

なお、用途別では、以下のとおりとなっています。（ ）は、既存工場の内数。

地域	工場数
工業・工業専用地域	44工場（33工場）
準工業地域	27工場（12工場）
その他	50工場（18工場）
計	121工場（63工場）

(2) 緑地面積率等の状況

市内特定工場の平均緑地面積率は、16.1%で、用途別では、以下のとおりとなっています。（ ）は、既存工場のみ集計した場合の緑地率。

地域	工場数
工業・工業専用地域	13.0%（12.0%）
準工業地域	14.7%（13.9%）
その他	21.6%（13.4%）
市内平均	16.1%（12.4%）

(3) 市内の工業・工業専用地域に立地する特定工場に対するアンケート結果

- ①対象 市内の工業・工業専用地域に立地する特定工場44工場
- ②実施時期 平成22年11月
- ③回収状況 対象44工場のうち、25工場からアンケートを回収（回収率56.8%）
- ④集計結果 別紙2のとおり、回答25工場のうち18工場は、現行の緑地面積率の規制が事業計画に影響したことがある、影響する可能性があるという回答をしています。

4 岡山市の緑地面積率緩和の方針について

(1) 趣旨

工場立地法は、昭和49年に施行され、一定規模以上の工場について新增設を行う際の緑地面積率等の基準を定めています。工場立地法制定当初は、全国一律の基準のみでしたが、平成9年の法改正により、都道府県及び政令市は、緑地面積率・環境施設面積率について、国の定める範囲内（平成16年の法改正により

変更幅が拡大)において、地域の実情に応じ条例により、「地域準則条例」を定めることが可能になりました。

近隣の県や政令市では、広島県、山口県、愛媛県、堺市がすでに「地域準則」を定めており、岡山市を除く岡山県においても、今年1月に「地域準則」を定め緑地面積率・環境施設面積率の緩和を実施しています。

岡山市が実施しました上記3(3)のアンケート結果からも、現行の緑地面積率の規制が市内企業の事業計画に影響があることが確認されています。このままでは、新たな設備投資の制約となり、有利な状況にある市外への転出や事業の縮小・延期・断念に繋がる懸念されます。

岡山市としては、工場の市外流出防止や事業拡大など市内製造業の活性化の観点から、都市計画法で「工業の利便を増進するため定める地域」とされている工業・工業専用地域の緑地面積率・環境施設面積率を緩和する「地域準則」条例の制定を検討しています。

(2) 概要

下記内容にて、岡山市としては、工業・工業専用地域の緑地面積率・環境施設面積率を緩和する「地域準則」条例の制定を検討しています。

なお、岡山県が制定しました地域準則条例(平成23年1月1日施行、岡山市を除く)と同じ内容です。

岡山市の緑地面積率(緑地の敷地面積に対する割合)

区分	市の条例制定前	市の条例制定後
工業・工業専用地域	20%以上 (25%以上)	10%以上 (15%以上)
準工業地域		20%以上 (25%以上) 現行どおり
住居・商業地域		
用途未指定地域		

※ () は、環境施設面積率